

令和3年7月29日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する、
共有船舶建造申込に係る簡易公募型プロポーザル
業務説明書

宿毛市

当市が運航する沖の島～片島航路（許可番号四国第155号）に使用する旅客船を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）と共同で建造するための申し込みに必要な造船所及び建造申込価格を決定するためにプロポーザルを実施します。

1. 提出書類

(1) 提案書（様式9）

(2) 提案資料

上記資料をもとに以下の資料を各9部整え提出してください。

ア 仕様書

注 添付資料の「宿毛市新船建造基本計画書」を参考に、比較評価可能な内容としてください。

イ 一般配置図

注 交通バリアフリー法の基準に適合していることを確認し、事業計画変更（使用船舶変更）認可申請に添付可能な図書を後日作成してください。

ウ 工事費内訳書（様式10）

エ 接岸検討図（栈橋、岸壁との係船関係がわかるもの、乗下船口との高さ関係がわかるもの）

オ 航海速力検討書（航海時間から算出した必要航海速力がわかるもの）

カ バリアフリー施設配置図（バリアフリー経路とバリアフリー客席の配置がわかるもの、一般配置に記載でも可）

キ その他資料

(ア) 初期総トン数概算書（概略の総トン数がわかるもの）

(イ) 初期載荷重量概算書（旅客、車輛、貨物、清水、燃料等の重量がわかるもの）

(ウ) 初期速力馬力説明書（類似船等から推定したもので可）

(オ) 初期旅客定員検討書（概略の旅客スペースがわかるもの、一般配置に記載

載でも可)

(カ) 初期復原性検討書 (復原性に問題がないことがわかるもの)

2. 提案資料作成において、宿毛市に対し質問がある場合は応募資料様式8により質問してください。なお、質問は、回答を含め、質問者を伏せて FAX 等により参加者すべてに送付いたします。

3. 契約について

このプロポーザルで特定した者と締結する「共有船舶建造申込協定」は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、共有船建造を申し込むことを目的とする協定です。

また、このプロポーザルで特定した者と締結する「共有船舶建造申込協定」は、建造請負工事契約を約束するものではありません。